

2009年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法(民法)

以下の第1問（論述式）および第2問（短答式）すべてに答えなさい。

第1問

Aは、Bが製造した瓶詰めアスパラガスを、小売業者Cから購入し、友人Dと共に食べた。この瓶詰めアスパラガスには製造過程で細菌が混入していたため、A及びDは食中毒に罹患した。

- (1) Aは、B・Cに対してどのような請求ができるか。考えられる法律構成を挙げて論じなさい。
- (2) Dは、B・Cに対してどのような請求ができるか。考えられる法律構成を挙げて論じなさい。

第2問 以下の小問1から小問4に答えなさい（なお、解答用紙への解答は、たとえば、小問1＝□、小問2＝□、小問3＝□、小問4＝□というような形で[□の部分は各小問に対する回答となる算用数字]記入してください）。

小問1 債務不履行に関する以下のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせを示したものを1～5の中から1つ選びなさい。

ア 履行期の定めのある売買契約において、売主が履行期に履行の提供を行ったにもかかわらず代金債務が履行されない場合には買主は直ちに履行遅滞となるが、履行期にいずれも履行の提供を行わず、その後売主のみが履行の提供を行った場合には、売主が別途催告を行わなくとも履行の提供の時点から買主は履行遅滞となる。

イ 請負契約において、請負人が期日までに仕事を完成させなかった場合には直ちに履行遅滞となり、その時点で注文者は、債務不履行を原因として契約全体の解除または損害賠償請求をなすことができる。

ウ 特約のない賃貸借契約において賃貸人が目的物の基本構造等に影響しない軽微な修繕義務を怠った場合、賃借人は原則として契約を解除することはできないが損害賠償請求が可能であり、自ら修繕をなした上で修繕費用を賃貸人に請求することもできる。

エ 委任契約において、受任者が善良な管理者の注意を尽くした場合には、委任事務が通常予期される時期までに遂行されなかったとしても履行遅滞とはならず、委任事務の遂行が不可能となっても履行不能とはならない。

オ 特定物の売買契約において目的物の引渡しがなされなかったとしても、債務不履行責任の発生する場合と発生しない場合があるが、種類物の売買契約においては目的物の引渡しがない限り債務不履行責任が発生し、解除や損害賠償請求が可能となる。

- 1 アイ
- 2 イウ
- 3 ウエ
- 4 エオ
- 5 オア

小問2 A女はC・D夫婦の子であり、婚姻していない。BはAの子であり、認知を受けていない。AにはB以外に子はない。

この場合に関する以下のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせを示したものを1～5の中から1つ選びなさい。なお、アからオまでの記述は、それぞれ独立のものとする。

- ア Bは、成人した後であっても、C及びDを扶養しなければならないということはない。
- イ C及びDは、10歳になったBと養子縁組をするためには、Aの承諾を得れば、家庭裁判所の許可を得る必要はない。
- ウ C及びDが、Bに対する親権をAに代わって行使することがある。
- エ Aが死亡した場合、その相続人はB、C、Dである。
- オ AがCを虐待したため廃除の審判によってCに対する相続権を失った場合において、その後Cが死亡したときは、BはAを代襲してCの相続人とはならない。

- 1 アイ
- 2 イウ
- 3 ウエ
- 4 エオ
- 5 オア

小問3 Aは、その所有する甲土地（更地）に、Bに対する債務を担保するために抵当権を設定し、その登記をした。その後、Aは、甲土地をCに譲渡し（AからCへの所有権移転登記がされた）、Cから甲土地上に事業用借地権（借地借家法24条）の設定を受け、甲土地上に乙建物を建築し、乙建物について所有権保存登記をした。さらにその後、Aは、乙建物および甲土地の事業用借地権をDに譲渡した（事業用借地権の譲渡についてはCの承諾がある。乙建物についてはAからDへの所有権移転登記がされた）。

以上のような法律関係の下において、Bが甲土地の抵当権の実行として甲土地の競売を申し立て、Eがその買受人となった後、EがDに対して即時の建物収去土地明渡請求をした。この場合に関する以下の1から6までの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 甲土地には、Dのための法定地上権が成立するから、Eの請求は棄却される。
- 2 甲土地についてのDの事業用借地権は、その期間内は、Eに対抗することができる。
- 3 Dは、Eの請求に対して、建物明渡猶予期間内は、建物の明渡しをしなくてよい。
- 4 Bの抵当権は、Aに対する権利であって、甲土地についてのCの所有権を奪う権能までは有しない。Eが、甲土地の所有権を取得することができない以上、Eの請求は棄却される。
- 5 Eの請求は認容される。
- 6 Bは、甲土地とともに乙建物についての競売を申し立てることはできない。

小問4 以下のアからオの事例において、G に対し弁済をなした A が他の者に求償できる額に関し正しい組み合わせを示したものを、1～5の中から1つ選びなさい。ただし、G は A 以外から一切弁済を受けておらず、A は他の者に一切求償していない場合を前提に考えるものとし、争いがあれば判例によるものとする。

ア A および B は、G が S に対して有する 1200 万円の金銭債権につき連帯保証人となっていたところ、A が G に対し 1200 万円の弁済をなした。

イ A および B は、G が S に対して有する 1200 万円の金銭債権につき特約なしに共同保証人となっていたところ、A が G に対し 800 万円の弁済をなした。

ウ A・B・C・D は、G に対し 1200 万円の連帯債務を特約なしに負っていたところ、G が D についてのみ全額の債務免除をなした後、A は G に対し 600 万円の弁済をなした。

エ A・B・C は、G に対し 1200 万円の連帯債務を特約なしに負っていたところ、G が C についてのみ 600 万円の債務免除をなした後、A は G に対し 500 万円の弁済をなした。

オ A・B・C は、G に対し 1200 万円の連帯債務を特約なしに負っていたところ、G が C についてのみ連帯の免除をなした後、A は G に対し 600 万円の弁済をなした。

- 1 ア - S に対しては 1200 万円・B に対しては 1200 万円
- 2 イ - S に対しては 800 万円・B に対しては 600 万円
- 3 ウ - B に対しては 200 万円・C に対しては 200 万円
- 4 エ - B に対しては 250 万円・C に対しては求償することはできない
- 5 オ - B に対しては 200 万円・C に対しては求償することはできない